

## 1 事業名

所沢市ひと・まち・みどりの景観条例の一部改正

## 2 事業の概要

所沢市ひと・まち・みどりの景観計画の見直しに伴い、より所沢らしい良質な景観の形成を推進するため、一定規模以上の建築物の建築等について、景観法に基づく届出前に事前協議を行うことを義務付けるとともに、当該届出の対象となる行為を明確にするものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

県内自治体では、さいたま市、越谷市、戸田市、志木市等で景観法に基づく届出前の事前協議を設けている。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

- ・所沢市景観審議会における審議
- ・パブリックコメント手続

実施期間 令和 7 年 5 月 1 日～30 日

意見提出者数 1 人

意見数 1 件

## 5 関係法令、基本計画との整合性

景観法、所沢市ひと・まち・みどりの景観計画

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・ 新旧対照表
- ・ 所沢市ひと・まち・みどりの景観条例の改正概要

## 議案第 8 3 号 所沢市ひと・まち・みどりの景観条例の一部を改正する条例

(届出を要しない行為)第 1 0 条 法第 1 6 条第 7 項第 1 1 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。(1) 次のいずれにも該当しない行為ア 建築物の新築、増築、改築又は移転であつて、当該建築物の高さ（増築又は改築にあつては、増築後又は改築後の高さ。ウにおいて同じ。）が 1 0 メートルを超えるもの又は敷地の面積（同一の者が当該行為を複数の隣接する敷地において行うときにあつては、その敷地の面積の合計。イにおいて同じ。）が 5 0 0 平方メートル以上のものイ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であつて、当該建築物の外観の変更の面積が各立面で 2 0 分の 1 を超え、かつ、当該建築物の高さが 1 0 メートルを超えるもの又は当該建築物の外観の変更の面積が各立面で 2 0 分の 1 を超え、かつ、敷地の面積が 5 0 0 平方メートル以上のものウ 工作物（規則で定めるものに限る。エにおいて同じ。）の新設、増築、改築又は移転であつて、当該工作物の高さが 1 0 メートルを超えるものエ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であつて、当該工作物の外観の変更の面積が各立面で 2 0 分の 1 を超え、かつ、当該工作物の高さが 1 0 メートルを超えるもの(2) 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設の建築物に係る行為(3) 法第 1 6 条第 1 項第 3 号に掲げる行為(事前協議)第 1 0 条の 2 景観計画区域において、法第 1 6 条第 1 項第 1 号に掲げ(届出等)第 1 0 条 法第 1 6 条第 7 項第 1 1 号に規定する条例で定める行為は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転であつて、当該建築物の高さ（増築又は改築にあつては、増築後又は改築後の高さ。第 3 号において同じ。）が 1 0 メートルを超えるもの又は敷地の面積（同一の者が当該行為を複数の隣接する敷地において行うときにあつては、その敷地の面積の合計。次号において同じ。）が 5 0 0 平方メートル以上のもの(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であつて、当該建築物の外観の変更の面積が各立面で 2 0 分の 1 を超え、かつ、当該建築物の高さが 1 0 メートルを超えるもの又は当該建築物の外観の変更の面積が各立面で 2 0 分の 1 を超え、かつ、敷地の面積が 5 0 0 平方メートル以上のもの(3) 工作物の新設、増築、改築又は移転であつて、当該工作物の高さが 1 0 メートルを超えるもの(4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であつて、当該工作物の外観の変更の面積が各立面で 2 0 分の 1 を超え、かつ、当該工作物の高さが 1 0 メートルを超えるもの

る行為のうち規則で定める規模のもの（同条第7項に規定する行為及び前条に規定する行為を除く。）をしようとする者は、当該行為に係る法第8条第2項第2号に規定する事項について、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項に規定する協議において良好な景観の形成を推進するために必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、必要な配慮を行うよう求めることができる。

（特定届出対象行為）

第13条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為（第10条第1号又は第2号に掲げる行為を除く。）とする。

（特定届出対象行為）

第13条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為のうち、第10条各号に掲げるものとする。

## 所沢市ひと・まち・みどりの景観条例の改正概要

### 改正概要

- 一定の規模以上の建築物の建築等について、景観法第16条第1項の規定による届出の前に市と事前協議を行うことを景観条例に規定する。
- 届出対象行為を明確化する。

### 現行手続

景観法の規定  
による手続

届出対象  
行為

景観法の規定  
による届出

### 景観条例改正後手続

景観法の規定  
による手続

届出対象  
行為

景観法の規定  
による届出

届出対象行為  
の明確化

景観条例の規定  
による手続

事前協議  
対象行為

事前協議

一定の規模以上  
の建築物の建築等

### 事前協議の目的

地域の景観に影響を与える可能性のある一定の規模以上の建築物の建築等について、景観法に規定する届出よりも前に事前協議の手続をさせることにより、より良好な景観形成について協議し、誘導をすることができる。